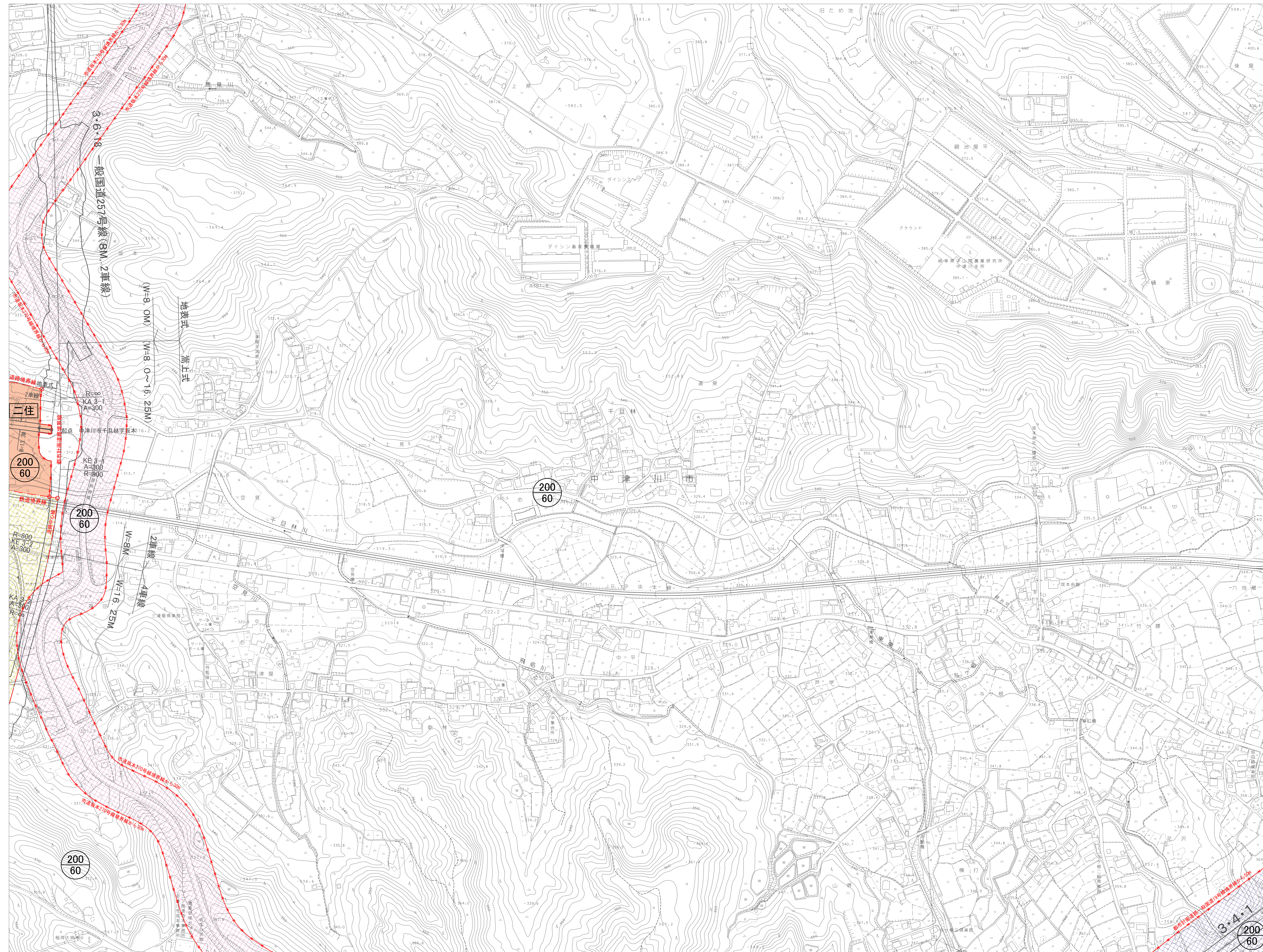


中津川市 都市計画基本図

No.212



200	201	202
211	212	213
221	222	223



記号

■	A25.6	第一種住居
■	A25.62	第二種住居
■	A25.62	第一種中高層住居
■	A25.62	第二種中高層住居
■	A25.6	第一種住居
■	A25.6	第二種住居
■	A25.6	準住居
■	A25.6	近隣商業
■	A25.6	商業
■	A25.6	準工業
■	A25.6	工業
■	A25.6	工業専用
■	A25.6	無指定地域Ⅲ
■	A25.6	無指定地域Ⅴ
■	A25.6	居住環境保全
■	A25.6	主要道路沿道
■	A25.6	幹線道路沿道
■	A25.6	高度利用地区
■	A25.6	都市計画公園
■	A25.6	都市計画自動車駐車場
■	A25.6	その他の都市施設
■	A25.6	都市公園

凡 例		
表示	種 類	面積 (平方メートル)
■	第一種低層住居専用地域	100/60
■	第二種低層住居専用地域	100/60
■	第一種中高層住居専用地域	100/60
■	第二種中高層住居専用地域	200/80
■	第一種住居地域	200/80
■	第二種住居地域	200/80
■	準住居地域	200/80
■	近隣商業地域	200/80
■	商業地域	400/80
■	準工業地域	200/80
■	工業地域	200/80
■	工業専用地域	200/80
■	無指定地域Ⅲ	200/80
■	無指定地域Ⅴ	200/70
■	居住環境保全区域	200/80
■	主要道路沿道区域	200/80
■	幹線道路沿道区域	200/80
■	高度利用地区	
■	都市計画公園	
■	都市計画自動車駐車場	
■	その他の都市施設	
■	都市公園	
■	目に見えない境界線	
■	目に見える地物と一致する境界線	

登録地籍簿の地籍番号は1992年1月指定する。1992年11月、平成4年10月21日施行の地籍法施行令（昭和24年政令第322号）第2条及び第3条を再改正する。投影は横メルカトル図法。図面に表示してある距離は1メートル単位。距離は0.5メートル未満。図面に表示してある距離は10秒間隔。図面の縮尺は地籍簿の縮尺の2倍。等高線の間隔は2メートル。

No.212

株式会社トライ調製

1. 平成13年測量	1. (1)平成12年7月 撮影
2. 平成15年修正	2. (1)平成12年12月 撮影
3. 平成18年修正	3. (1)平成13年9月 撮影
4. 平成25年修正	4. (1)平成14年10月 撮影
4. 平成25年更新	2. (1)平成15年8月 撮影
	3. (1)平成17年11月 撮影
	4. (1)平成18年11月 撮影
	4. (1)平成25年11月 撮影
	4. (1)平成25年8月 撮影

1:2,500

中津川市